

全国政策研究会御案内

令和6年5・6月号(311号)
(皇紀2684年) 毎月1日発行

新風

編集人 川畑賢一

発行人 魚谷哲央
年間購読料 2,000円

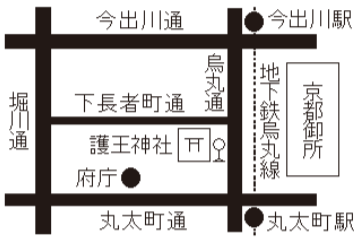
維新政党・新風本部
〒604-0934 京都市中京区麩屋町通二条下ル
第2ふじビル4階
TEL.075-708-3700 FAX.075-708-3800
https://shimpu.jpn.org/
otayori@shimpu.jpn.org

維新政党・新風 全国政策研究会

西
令和六年七月二十一日(日)午後一時
於・護王神社 護王会館
京都市上京区烏丸通下長者町角
地下鉄烏丸線烏丸九太町駅下車
② 出口御所に沿って北へ十分

東
令和六年七月二十八日(日)
午後零時三十分
於・貸会議室ルームス八丁堀
店

東京都中央区八丁堀三一
十七ー十六
セントラル京橋三立ビル
別館七〇三
東京メトロ日比谷線・J
R京葉線 八丁堀駅A3出
口、徒歩三分
東京メトロ銀座線 京橋駅
4番出口、徒歩六分
都営浅草線 宝町駅A2出
口、徒歩四分



※令和四年版政策公約集改訂及び当紙掲載討議要項につ
いて討議。政策公約集をお持ちでない方は事前にお申
込み下さい。
※党外者含めてどなたでも参加できます(申込不要)。

政党法案討議要綱

〔解説〕

現状の既成政党への批判

〔政党の概念規定〕(略)

〔政党政治の前提〕(略)

〔法的政党資格の要件(政党法)〕

- 一、都道府県の半数以上に支部などの活動拠点を常設してをり、組織形態及び役員人事の公開を行ふこと。
- 二、綱領及び国政全般の政策方針を公開すること。
- 三、国政選挙において確認団体(十名以上の立候補者)としての届出が可能であること。

- 四、右記の要件の下で直近の国政選挙で二%以上の得票を獲得した後に政党として法

〔解説〕

的承認を受け、国民にその旨告知される。但し、各都道府県単位の完全比例代表制による。

五、三回の国政選挙を経て得票率二%を二度獲得できた場合は、政党資格は継続できる(以後、連続して二%を得票できない場合は政党要件は失効する)。

- 六、政党の公認候補者は、党活動歴が二年以上の者でなければならぬ。

- 一、政治資金は、全て政党及び政党支部に対して行はれるべきものであり、個人が政

治献金を得てはならない(政党助成金及び政治献金)。

- 二、政党の収支報告は、都道府県支部単位のものと全国本部のものとのによる。収支報告に不正があれば、翌年の政党助成金の支給は零とする。
- 三、公職選挙法・政治資金規正法を右の原則に従って改正遵守する。

〔その他〕

- 国会議員の公設秘書を地方議員及び国会議員の家族が兼務することを禁止。
- 国会議員の政策立法機能強化のため政策秘書の公的負担を十名にする。

選挙制度案討議要綱

〔解説〕

人より政党を選ぶ制度に!

〔改正内容〕

- 一、国政(衆議院)選挙は都道府県単位の完全比例代表制とする。

- 議席数は最少人口県(選挙人数)の定数を二として、それを基準とする選挙人数五十万人単人口比によって定数を見直す(定数?)。
- 得票比率順に定数を配分し(配分法は別途定める)、各党においては都道府県単位

名簿順に当選者とする。

- 有効投票総数の二%以上の得票がなければ、議席の配分を受けることができない。
- 無所属立候補は認めない。
- 定年は七十五歳とする(就任以後に定年を迎へても任期満了までは在職とする)。
- 任期は四年とする。
- 党活動二年以上の党歴を有しないものは候補者にならない。
- 任期は四年とするが、国会

- 二、参議院議員の選出については、公選法で別途定めるが、有権者による選挙は経ない選出方法とする。
- 三、地方選挙は、各地方議会議員選挙と首長の公選制によるが、国政選挙とは別の公選法を定める。

- (例) *当該地域に住すること二年以上で推薦人制を採る。
- *無所属立候補の容認。
- *地方議員の報酬は実費支

(二面へ続く)

新風驟雨

しんぶうしゅう
▼大相撲大阪場所は百拾年振りに新入幕の幕尻尊富士の優勝で大いに盛り上り、協会は定めし御満悦の事であらう。然り乍ら昨今の相撲態度は国技と称するには甚しく痴がましい状況と難じねばならない。初めての外国人力士である布哇出身の高見山や、四月に逝つた元横綱曙たちは、全く違つた環境の中で順応しながら国技としての品格を保つてきたが、蒙古勢を受け入れるやうになつてからは本来の品位が喪失した感が強いのは否めない。抑吾が国の相撲と、博克(プフ)といふ格闘技としての蒙古相撲とは本質的に違ふことを認識しておく必要がある。蒙古勢の品性の無さは、土俵上の所作や、賞金を貰ふ時の態度で如実に示されてゐる。さうした品性の無さが遂に日本人の力士にも伝染してをり、例へば熱海富士の動作には見苦しさを感じざるを得ない。かつて高見山は「国際化を進める上でも、国技であることを忘れてはいけない」と語つてゐたと伝ふ。更に力士規程第三条の「十枚目(十両)以上の力士は出場に際して大銀杏に結髪しなければならぬ」を無視して、金銭感覚だけの興行に汲々としてゐる協会は国技の名称を返上して「地球技」と改めるべきである。(秀)

本紙目次

- 一頁：全国政策研究会御案内
- 二頁：党声明他